

第33号の4の2様式記載要領

- 1 この申告書は、法第463条の19第1項の規定により軽自動車税種別割の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、()内の該当項目を○で囲むこと。
- 3 「取得・変更・廃車等年月日」、「初度検査(届出)年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 4 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」及び「所有形態」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 5 「用途」の欄で「09. 特種用途自動車」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、()内にその詳細を記入すること。
- 6 二輪の小型自動車又は二輪若しくは三輪の軽自動車については、「用途」の欄の「10. その他」を選択し、()内に「二輪」又は「三輪」と記入すること。
- 7 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は○○様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
- 8 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、()内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 9 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 11 「種別割の税率の特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
なお、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことをいう。